

適正なガス取引についての指針（改定）について

（趣旨）

本年4月1日より小売参入が全面自由化されること等を踏まえ、経済産業省と公正取引委員会が共同して策定している「適正なガス取引についての指針」について改定を行う必要がある。

そこで、本指針の改定内容及び改定案の経済産業大臣への建議について御審議いただく。

主なポイント

1. 改定の背景

経済産業省は、公正取引委員会と共同して、「適正なガス取引についての指針」を策定しているところ、本年4月1日から「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（第3弾改正）が施行され、小売参入が全面自由化されるとともに、一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業等という区別に代わって、ガス小売事業、一般ガス導管事業、ガス製造事業等のガス事業の類型に応じた規制が課されること等を踏まえ、本指針についても改定を行い、ガス事業の各類型に応じた適正なガス取引の在り方を示すことが必要となった。

2. 改定に関する検討の経緯と経済産業大臣への建議

本指針の具体的な改定内容（独占禁止法に関する部分を除く。）については、平成28年9月以降、制度設計専門会合において審議を行った。

平成28年12月5日から平成29年1月10日にかけて、公正取引委員会と共同して、本指針の改定案（別紙1）について、パブリックコメント手続を実施し、その結果、4件（1件に複数の意見が記載されている場合もある。）の意見を受領した（別紙2）。そのうちガス事業法に関する意見を検討し、本指針の改定案につき必要な修正を行った（別紙3）。

本日は、パブリックコメント手続の実施後の修正を経た本指針の改定案について、その内容を御審議いただくとともに、同改定案を経済産業大臣に建議することについて検討いただく（別紙4）。

3. 改定の主な内容

本指針の主な改定内容（独占禁止法に関する部分を除く。）は、以下のとおりである。

（1）小売分野における適正なガス取引の在り方

① 望ましい行為

- 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示
ガス小売事業者が、需要家への請求書、領収書等に当該需要家のガス料金に含まれる託送供給料金相当支払金額を明記すること。
- スイッチングが適切に行われる環境の確保
ガス導管事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保すること。
- 消費機器調査等の受託等
一般ガス事業者であったガス小売事業者の関連事業者が、新規参入者の消費機器調査等を、一般ガス事業者であったガス小売事業者に対する料金と同等以下の料金で受託すること、消費機器調査等を行う際に得た情報を活用して新規参入に支障を来し得る営業行為等を行わないこと等。

② 問題となる行為

- 不当に高い解約補償料の徴収等
ガス小売事業者が、①小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること、不当に高額な解約補償料を設定すること等により、小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること、②小売供給契約を切り替えようとする需要家に対して、合理的な理由なく付随サービスに関する契約の打切りや不当な値上げ等を示唆する等の行為により需要家の選択肢を不当に狭めること。
- スイッチングにおける不当な取扱い
ガス導管事業者が、スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないこと。
- 消費機器調査等の受託等
一般ガス事業者であったガス小売事業者が、①正当な理由なく新規参入者の消費機器調査等を適正な料金で受託しないこと、②関連事業者に対して、新規参入者の消費機器調査等を受託しないこと、自己に対する料金を上回る料金で受託すること又は新規参入に支障を来し得る営業行為等を行うことを求めること等。

(2) 卸売分野における適正なガス取引の在り方**① 考え方**

卸供給を行うガス事業者は、パンケーキ問題の解消の趣旨を踏まえ、解消前卸供給料金から、事業者間精算に基づく卸託送供給料金に相当する金額を引き下げることが適切である。

② 望ましい行為

● 積極的な卸供給

LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して積極的に必要な卸供給を行うこと。

(3) 製造分野における適正なガス取引の在り方

① 望ましい行為

● LNG基地の第三者利用

LNG基地事業者が、第三者とタンクの容量を共有した上でLNGの貸借を行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用すること等により、ガスの製造を積極的に受託すること。

熱量調整設備や付臭設備等が設けられていないその他LNG基地の近傍に別の事業者の保有する当該設備等がある場合には、当該その他LNG基地を保有する事業者と当該設備等を保有する事業者が相互に連携し、第三者利用に応じること。

● その他製造委託等

熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を積極的に受託すること。

② 問題となる行為

● LNG基地の第三者利用

ガス製造事業者が、①正当な理由なくガス受託製造を拒むこと、②ガス受託製造の業務に関して知り得た情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し又は提供すること、③ガス受託製造の条件（利用期間、利用態様等）が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造の業務について、特定の者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

- その他製造委託等
ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス事業者の事業遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより振替供給に係る託送供給の実現を阻むこと。

(4) 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

① 望ましい行為

- 託送供給料金等についての公平性の確保
ガス導管事業者が、託送供給料金の適切性に関する必要資料の公表や説明を行うとともに、具体的な算定根拠等についてガス小売事業者又は卸売事業者、需要家からの問合せがあった場合に適切に対応すること。
ガス導管事業者が、託送収支に係る過去5年程度の計算書等について、随時閲覧可能とすること。
- 導管網への接続の検討に関する情報提供
ガス導管事業者が、導管網への接続の検討に係る情報として、注入計画の策定に関する考え方等を公表すること。
ガス導管事業者が、導管網への接続の検討を申し込まれた場合において、接続側で具備することが求められる設備及びその根拠等の情報を提示すること。

② 問題となる行為

- 託送供給業務における差別的取扱い
ガス導管事業者が、①計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他のガス供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱うこと、②転居等により新たにガス供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門と他のガス供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと。